

山形県農薬適正使用推進員認定制度実施要綱

平成 14 年 11 月 22 日
改 正 平成 15 年 3 月 6 日
改 正 平成 17 年 1 月 7 日
改 正 平成 18 年 2 月 3 日
改 正 平成 21 年 1 月 16 日
改 正 平成 25 年 12 月 11 日
改 正 平成 30 年 12 月 10 日
改 正 令和 2 年 6 月 10 日
改 正 令和 3 年 11 月 10 日
改 正 令和 5 年 1 月 18 日

第1 趣 旨

信頼される農業県山形を築くためには、農業者自らが農薬や食品安全に関する適切な知識を有し、生産者責任に基づいて生産活動を行うシステムの構築が必要である。

このため、農薬に関する基礎的・実用的知識を有し農薬の取り扱いについて指導的役割を果たす人材を山形県農薬適正使用推進員（以下「推進員」という。）として認定し、産地における農薬の適正使用の推進と消費者から信頼される適正な防除の管理体制の構築を図ることとする。

第2 推進員の役割

推進員の役割は、次のとおりとする。

- 1 県が実施する研修会への参加を通じて最新の農薬使用に関する基礎的・実用的知識を有し、地域や行政と連携し、関係農業者に対して適正な防除や栽培履歴記帳等に関する助言、支援を行う。
- 2 常に消費者の食に対する安心感に配慮し、産地の信頼性の維持・向上に向けた誘導を行う。
- 3 農業者においては、自らが適正防除や栽培履歴の記帳を励行し、関係農業者の模範となる。

第3 市町村長による推進員の推薦

1 推進員推薦の基準

市町村長は、産地における適正な病虫害防除を推進するリーダーとして第2に掲げる役割を果たすことができると認められる者（農業者、農業協同組合職員、農産物市場・流通関係者、農薬販売者）について推進員として推薦するものとする。なお、一度認定を受けた推進員（以下「既認定者」という。）は新たな推薦を要しない。

2 情報提供

1の基準に該当すると思われる者について、山形県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会山形県本部、農業協同組合、市場・流通関係者、山形県適正農薬販売協会加盟団体等（以下「関係団体等」という。）は、関係団体等の主たる事務所の所在地を管轄する市町村に対し情報提供を行うものとする。

3 市町村長の推薦

市町村長は、関係団体等からの情報等により推薦者を決定し、山形県農林水産部農業技術環境課に別紙推薦書を提出するものとする。

第4 推進員の研修

1 県は、第3に基づき市町村長から推薦があった者を対象に「山形県農薬適正使用推進員新規認定候補者研修会」（以下「認定研修」という。）を実施する。認定研修については下記のカリキュラムを含む内容とする。

- ・農薬取締法等に基づく農薬適正使用について
- ・食品衛生法の残留農薬基準について
- ・農産物の安全性確保対策について
- ・農薬適正使用推進員の任務について
- ・その他、農産物の安全性管理に必要な事項について

2 県は、既認定者を対象に資質向上を目的とした「農薬適正使用推進員レベルアップ研修会」を実施する。なお、既認定者は前項の認定研修を受講することもできるものとする。

第5 認定要件

推進員の認定は、認定研修の全ての課程を受講した者について行うものとする。

第6 認 定

知事は、第5に基づき適格者と認める者を推進員として認定し、認定証を交付するものとする。

第7 認定の解除

知事は、推進員として認定された者が次のいずれかに該当することとなったときは、認定を取り消すことができる。

- 1 推進員として適格性を欠く事態が発生した場合
- 2 本人から辞退届けが提出された場合
- 3 県が毎年開催する山形県農薬適正使用推進員レベルアップ研修会に3年間で1回以上受講しなかった場合

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

(別紙)

推 薦 書

年 月 日

山形県農林水産部長 あて

〇〇市町村長

山形県農薬適正使用推進員の役割を果たすことができると認められる者を別添のとおり
推薦します。

(別添様式)

山形県農薬適正使用推進員推薦者

(市町村名)

No.

1 氏名 (ふりがな) :

2 自宅住所 :

〒

TEL :

FAX :

3 勤務先住所 :

〒

TEL :

FAX :

勤務先所属名 :

4 農薬情報等の提供先 (いずれかに○を付けてください。)

自宅 (FAX) ・ 自宅 (Eメール:)

勤務先 (FAX) ・ 勤務先 (Eメール:)

注) Eメールアドレスについては、差し支えなければ記入願います。